

全建労発第63号
平成26年1月31日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 浅 沼 健 一
(公 印 省 略)

技能労働者への適切な賃金水準の確保について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より、本会の運営にご協力賜わり感謝を申し上げます。

さて、技能労働者への適切な賃金水準の確保については、各県協会の実情に則し鋭意取り組んでおられることと存じます。

この度、平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価（以下、「新労務単価」という。）が決定・公表され、平成25年度の当初の労務単価と比べ、全国平均で7.1%、被災三県の平均では8.4%の上昇となります。

国土交通省は、平成25年度の労務単価の引き上げと同時に建設業団体に「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（平成25年3月29日付国土入企第36号）を発出し、さらに、平成25年4月18日には、国土交通大臣が直接本会はじめ日建連、建専連、全中建の建設業四団体に対し、技能労働者に係る適切な賃金水準の確保、社会保険加入の徹底等を要請されました。しかしながら、技能労働者の賃金を引き上げた企業は平成25年7月時点では36.6%（下請取引等実態調査）にとどまっております。

このため、国土交通省土地・建設産業局長より別添のとおり、新労務単価の上昇が確実に技能労働者の賃金引き上げにつながり、処遇改善等を通じて若年層の建設業への入職が促進されるよう、本会に対し貴会傘下会員企業に対して、周知徹底の要請がありました。

つきましては、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」

で要請された事項に加え、下記の措置を講じて頂きますようよろしく
お願い申し上げます。

記

1. 技能労働者への適切な水準の賃金の支払い
2. インフレスライド条項の適用等について
3. 法定福利費の適切な支払と社会保険等への加入の徹底に関する指導について
4. 新労務単価フォローアップ相談ダイヤルの活用
5. 若年入職者の積極的な確保
6. ダンピング受注の排除
7. 消費税の適切な支払い

以上